

一般地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観づくりに関する考え方	
記載欄	
配置	
	建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。
	記載欄
高さ・規模	
高さ	建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図ります。
	記載欄
形態・意匠・色彩	
形態 ・ 意匠	建築物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。
	記載欄
	ファサード（建物の正面）は、地域のまちなみに調和したデザイン、材質、色彩を工夫します。
	記載欄
	低層部については、特に外壁の素材やデザインに配慮し、必要に応じて一部を歩行者に開放するなどまちなみ全体に配慮します。
	記載欄
色彩	外壁の色彩については、別途定める色彩基準に適合するようにし、景観を損ねるような過剰な色彩はできるだけ避け、周囲の景観に配慮します。
	記載欄

色 彩	<p>屋根の色彩は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いるよう配慮します。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
公開空地・外構・緑化等	
外 構	<p>隣接する敷地や道路など、まちなみとの調和を図った色調や素材とします。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
緑 化	<p>敷地境界の生垣化、屋上や壁面の緑化など、敷地内の緑化に配慮します。また、建築物の入口部分などにスペースを確保し、緑化するなどの工夫をします。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
	<p>公開空地を確保し、外からもみどりが見えるようにしたり、柵や塀を緑化するなど、道路から見える位置に緑化するように工夫をします。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
附 帯 施 設	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図ります。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
	<p>外部に露出した屋上の貯水槽や冷暖房の室外機などの設備機器類は、外部から直接見えなようにし、建物と違和感のないデザインにします。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>
	<p>住宅のガス・水道などのメーター類や郵便受けなどはデザイン上の配慮をします。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p> <p>-----</p> <p>駐車場は、まちの景観を損ねないように配置し、地下等に駐車場を設ける場合は、駐車場への出入口について景観上配慮します。また、車路となる路面には景観を意識した舗装をしたり、駐車するスペースの周辺には目かくし効果となる緑化を施すなど、工夫します。</p> <p>-----</p> <p>記載欄</p>

附帯 施設	駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。 ----- 記載欄
----------	--

上記以外で特に景観に配慮した事項

--